

事業の概要

正社員経験の少ないパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を目的として、人材開発支援助成金特別育成訓練コースにより、事業主等の行う職業訓練に係る訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成している。

改正内容

事業所内の非正規雇用労働者の正社員転換を進めるため、経費助成額の上限を正規雇用労働者対象の訓練水準に引き上げるとともに、生産性要件の導入と、正社員化の有無による経費助成率に差異を設けることにより、企業における生産性向上と正社員化のインセンティブを強化する。

○経費助成額の上限引き上げ(括弧内は中小企業事業主以外の場合)

<現行>

特別育成訓練コース	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
一般職業訓練	10万円 (7万円)	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)
有期実習型訓練			

<変更後>

20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
15万円 (10万円)	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)

○正社員化のインセンティブ強化

<現行>

	経費助成率	生産性要件
特別育成訓練コース	100%	—

<変更後>

	計	経費助成率	生産性要件達成
正社員化	100%	70%	30%
非正規維持	75%	60%	15%

施行期日等

公布日:令和3年12月中旬(予定) 施行期日:公布日

雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要(認定職業訓練実施基本奨励金部分)

DXの進展が加速する中でIT人材の質的・量的な確保を図る観点から、IT分野の資格取得をめざす求職者支援訓練について、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施基本奨励金(以下「奨励金」という。)の上乗せ(1人1月当たり1万円又は2万円)を行う特例措置を設けるため、所要の改正を行う。【令和6年度末までの時限措置】

改正内容

現行

認定職業訓練を適切に行った者に対して、認定職業訓練の区分に応じて、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を奨励金として支給する。

- 基礎コース:6万円
- 実践コース:5万円



改正案

改正省令の施行の日から令和7年3月31日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの(※)を実施した場合には、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を奨励金として支給する。

- 基礎コース:7万円又は8万円
- 実践コース:6万円又は7万円

施行の日より前に申請があった求職者支援訓練についても、一定の要件を満たす場合に、特例措置の対象とする。

(※)業務取扱要領において以下のような要件等を規定

- ① ITスキル標準(ITSS)レベル1以上の新規資格取得率及び雇用保険適用就職率が一定割合以上である場合に、受講者1人につき1月当たり1万円上乗せ(基礎コース:7万円、実践コース:6万円)
- ② ①に加え、IT分野の求職者支援訓練が設定されていない26県(令和2年度実績)については、受講者1人につき1月当たり1万円上乗せ(基礎コース:8万円、実践コース:7万円)

施行期日等

公布日:令和3年12月中旬(予定) 施行期日:公布日